



浄化槽をお使いの皆様へ

～茨城県からのお知らせです～

浄化槽法定検査の受検をお願いします。

浄化槽の設置者（管理者）である皆様は、水質検査（法定検査）の受検が義務付けられています。（保守点検及び清掃に加え、受検が必要です。）

まだ、法定検査を受検されていない場合は、（公社）茨城県水質保全協会に受検の申し込みをしていただくよう、お願いいたします。

【法定検査受検申込み先】

公益社団法人 茨城県水質保全協会

〒310-0845 水戸市吉沢町650-1

Tel. 029-291-4000

HP <http://www.e-mizu-ibaraki.jp/>

（HP からもお申込みいただけます）



申込フォーム（協会HP）

※ 浄化槽の法定検査は有料です。検査手数料は、一般家庭の浄化槽（10人槽以下）であれば、7条検査（新設時等）の場合で9,500円、11条検査（年1回）の場合で4,500円です。

法定検査を受けていない方へ、ご案内を送付します。

県では、法定検査を実施していない方に対して、令和6年7月以降、受検のご案内を送付させていただきます。

ご案内文が届きました際は、同封の「浄化槽法定検査申込書」又は、「（公社）茨城県水質保全協会ホームページ」により、速やかに受検の申し込みを行ってください。



【問い合わせ先】

・茨城県鹿行県民センター環境・保安課

TEL 0291-33-6056

・鉾田市上下水道部下水道課

TEL 0291-32-8381